

入札情報	公表日 令和7年4月23日
R7 公募型指名競争入札 KG-02	

次により、公募型指名競争入札(期間入札)を行いますので、地方自治法、地方自治法施行令、高松市契約規則、高松市契約事務処理要綱、高松市公募型指名競争入札試行要領及び高松市期間入札試行要領と期間入札(試行)に関する留意事項(※)、入札参加者の心得、契約条項その他指示事項を遵守の上、参加希望者は必要書類を持参又は郵送してください。

なお、提出された書類は、指名業者選定に当たっての参考資料であり、書類の提出が直ちに指名につながるものではありません。

公募型指名競争入札の解説など

- ・入札に参加を希望する者の受注意欲を確認した上で指名する入札方法で、発注案件ごとに希望を募り、入札参加申請書を提出した者のうちから、その案件で設定された履行実績その他の入札参加条件を満たす者を指名し、入札を行う方法です。
- ・上記の※が付けられた市の関係規程は、高松市ホームページ(もっと高松)のトップページの「入札・契約情報」>契約監理課ホームページの「契約事務全般など」に掲載しています。
- ・参加希望者が案件で指名を受けるためには、その前段階として、下記により、入札参加申請書その他必要書類を5月1日(木)午後4時45分までに環境業務課に提出する必要があります。御注意ください。
- ・表中下線を付しているものは、対象文書をダウンロードすることができます。

1 入札に付する業務	家庭ごみ定期収集及び運搬業務(第1期分)委託
2 仕様書	<u>家庭ごみ定期収集及び運搬業務(第1期分)委託仕様書</u>
3 業務の履行場所	高松市内
4 履行期間	契約の日から令和12年3月31日まで そのうち、契約日から令和8年3月31日までを準備・研修期間とし、令和8年4月1日から令和12年3月31日までを施行期間とする。
5 予定価格	非公表 ※予定価格の積算についての公表事項は、家庭ごみ定期収集及び運搬業務(第1期分)委託仕様書末尾に記載のとおり
6 最低制限価格	設定する(非公表) ※算定方法は【注意事項】(7)のとおり
7 入札保証金	免除
8 契約保証金	要する ※【注意事項】(8)のとおり ただし、高松市契約規則第24条各号いずれかに該当する場合はこの限りではない。
9 支払条件	一部完了払(各月均等払い)

1 0 入札参加条件	(1)入札参加申請日現在、高松市の物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿に登載されており、物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿の業種名「廃棄物処理」の営業種目「収集運搬（一般廃棄物）」に登載されている市内企業（市内企業の定義は、高松市物品・委託・役務の提供等指名競争入札等業者選定要領による。）であること。 (2)入札参加申請時において、高松市の一般廃棄物収集運搬業許可（し尿及び浄化槽汚泥のみの許可を除く。）を取得していること。 (3)令和6年度に市内から収集した一般廃棄物を高松市西部クリーンセンター又は高松市南部クリーンセンターに搬入した量が合計で3,300トン以上であること。 (4)受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること（施設及び人員については、業務開始までに調達ができること。）。 (5)廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。 (6)高松市公募型指名競争入札試行要領第4条第1項第1号及び第5号から第7号までに掲げる要件を満たすこと。 (7)高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止期間中でないこと。 (8)指名を受けた者が入札までに入札参加条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。 (9)入札参加申請時において、既に本市の家庭ごみ定期収集及び運搬業務を受託している業者は、入札に参加できない。ただし、今回の入札に付する業務を、現在受託している業者については、入札に参加できるものとする。
1 1 入札参加制限	この案件を落札した者は、本契約の施行期間中は高松市が発注する家庭ごみ収集・運搬業務委託の受託者となることができない。
1 2 入札参加申請	入札参加を希望する者は、1 3 入札参加申請書類をそろえて、下記へ持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）すること。 受付期間：令和7年4月23日（水）から令和7年5月1日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。郵送の場合は、受付期間の最終日の午後4時45分までに必着させなければならない。） 受付時間：午前8時から午後4時45分まで（正午から午後1時までを除く。） 提出先：高松市環境局環境業務課 郵送先：〒760-0080 高松市木太町2282番地1環境業務センター 高松市環境局環境業務課管理係 入札担当宛

1 3 入札参加申請書類	(1)公募型指名競争入札参加申請書 1 0 入札参加条件(2)から(5)までを明らかにすることができる書類として、次の(2)から(9)までの書類を添付すること。 (2)本市からの一般廃棄物収集運搬業の許可証の写し (3)令和6年度に市内から収集した一般廃棄物を高松市西部クリーンセンター又は高松市南部クリーンセンターに搬入した量を証明する書類(高松市西部クリーンセンター又は高松市南部クリーンセンターからの納入通知書に添付された月報の写し等) (4)事業所及び車庫見取り図 (5)過去3か年の決算報告書(貸借対照表、損益計算書並びに販売費及び一般管理費内訳書) (6)受託業務に必要な人員、機材を調達する旨の誓約書 (7)法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した申立書 (8)商業登記事項証明書 (9)役員全員の本籍地を所管する市区町村が発行する身分証明書(ただし、外国籍の方は、欠格事項に該当しない旨を記載した申立書)
1 4 指名(非指名)通知	(1)通知は、令和7年5月7日(水)までにFAXで送信する。 (2)指名した者には入札通知書を、指名しなかった者には指名しなかった理由を送信する。
1 5 現場説明	実施しない。
1 6 質問及び回答	(1)本業務の内容に質問がある場合は、令和7年4月23日(水)午前8時から令和7年5月12日(月)午後4時45分までに質問書(指定様式)を環境業務課にFAXで送信すること。 質問受付FAX番号 087-837-1458 ※ 指定様式は次のとおり <u>質問及び回答書</u> (2)質問書受付後速やかに質問書提出者に回答し、質問及びこれに対する回答の全件を次のとおり公表する。 なお、質問及び回答が公表された場合は、仕様書同様、これを熟知の上、入札しなければならない。 ア 公表期間 令和7年5月14日(水)から令和7年5月23日(金)まで イ 公表方法 本ホームページ上で公表します(公表は期間初日の午後1時までに開始する。) ※ インターネット環境が未整備の場合、24 問合せ先に対して、電話で、上記の公表内容についてファクシミリ送信を依頼することができる。

17 入札書の提出期間及び提出先	提出期間 令和7年5月16日（金）から令和7年5月22日（木）まで 提出先 高松市環境局環境業務課 (注)1 持参の場合は、上記提出期間のうち、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び土曜日を除く日の午前8時から午後4時45分までです。 (注)2 郵送の場合は、上記提出期間の最終日の午後4時45分までに必着させなければなりません。				
18 開札	<table border="1"> <tr> <td>日時</td><td>令和7年5月23日（金）午前10時</td></tr> <tr> <td>場所</td><td>高松市環境業務センター4階 大会議室北側</td></tr> </table>	日時	令和7年5月23日（金）午前10時	場所	高松市環境業務センター4階 大会議室北側
日時	令和7年5月23日（金）午前10時				
場所	高松市環境業務センター4階 大会議室北側				
19 再度入札	実施する 入札書の提出期間 令和7年5月23日（金）から令和7年5月28日（水）まで (注)1 持参の場合は、上記提出期間のうち、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び土曜日を除く日の午前8時から午後4時45分までです。ただし、提出期間の初日は午後1時から、最終日は午前10時まで。 (注)2 郵送の場合は、上記提出期間の最終日の午前10時までに必着させなければならない。 開札日時 令和7年5月28日（水）午前10時30分				
20 試行要領等	<u>高松市公募型指名競争入札試行要領</u> <u>高松市期間入札試行要領</u> <u>期間入札(試行)に関する留意事項</u> <u>高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準</u>				
21 入札参加者の心得	<u>入札参加者の心得</u>				
22 委任状・入札書等	<u>委任状 入札書 委任状及び入札書の記載例</u> <u>【入札書封筒の表(おもて)に貼り付ける様式】</u> <u>郵送用封筒宛名</u>				
23 契約条項	<u>ごみ収集及び運搬業務委託契約書</u>				
24 問合せ先	高松市木太町2282番地1 環境業務センター 高松市環境業務課 管理係 TEL 087-834-0389 FAX 087-837-1458				

【注意事項】

- (1) 落札者が契約までに入札参加条件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。
この場合には、市は、一切の損害賠償の責めを負わない。
- (2) 入札の無効等については、地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4、高松市契約規則第17条第1項において準用する同規則第5条及び第

12条の4、高松市期間入札試行要領と期間入札(試行)に関する留意事項並びに「入札参加者の心得」による。

- (3) 「期間入札」とは、指定期間内に郵送又は持参により入札書を提出して行う入札をいう。高松市期間入札試行要領及び期間入札(試行)に関する留意事項等を熟読の上、参加すること。特に、同留意事項は、「別記(入札書を提出する際のチェックポイント)」を始め、重要事項を記載している。
- (4) 開札は、入札期間の末日の翌日(市の執務日。再度入札の開札は、当該入札期間の末日。)に行う。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(全契約期間における総額とする。)の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為をしないこと。
- (7) 最低制限価格(税抜)は、予定価格(税抜)に80%を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)とする。
- (8) 契約保証金 次に定めるところによる。
 - ア 落札者は、契約の締結時に、契約金額のうち、令和8年度に支払う予定の金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代わるべき担保(高松市契約規則第23条において準用する同規則第8条第2項)を提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
 - イ 契約保証金には利子を付さないものとする。
 - ウ 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金又はその納付に代えて提供した担保は、市に帰属する。
- (9) 正当な理由なく、職員の指示を守らなかった場合は、その指名を取り消すものとする。
- (10) 契約の締結については、高松市契約規則第20条に定めるところによる。したがって、落札者は、落札決定した日から10日以内(期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は土曜日に当たる場合は、その直前の平日とする。)に、記名押印した契約書を持参により提出しなければならない。
- (11) 市長は、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、本入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本入札参加者又は参加申請者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。

【高松市指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準】

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表していますので、御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

- 1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。
 - (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
 - (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
 - (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
 - (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
 - (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為
 - (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
 - (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

【不当要求行為排除について】

市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

（もっと高松トップページ(<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>)》事業者の方》入札・契約情報》

【周知事項】

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。））

⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

【適正な労働条件の確保】

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特別措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10

時から翌日の午前5時まで)に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。
支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

【関係規程について】

以上で引用している市の規則、要綱及びマニュアル並びに市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、いずれも契約監理課ホームページに掲載しています。